

(公表用)

指名（一般）競争入札 質問・回答書

件 名 : 犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託

No		
1	質問	犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託 仕様書 別表 1-1 整備－沈砂池等清掃において 犀川浄水場の沈砂池等の清掃時、施設消火栓使用し水打ち清掃とありますが、消防用ホースは支給していただ けると考えて宜しいでしょうか。
	回答	消防用ホースは仕様書第 64 条における貸与品と考えています。

No		
2	質問	<p>犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託 仕様書 別表 2-4 日常清掃・定期清掃において</p> <p>「日常清掃について、1 F 事務所と会議室の日常清掃については、原則午前 8 時から 8 時 30 分まで、男子更衣室については原則午前 9 時 30 分以降に行うものとする、また、定期清掃について、犀川浄水場については、土曜日または日曜日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの時間帯で実施するものとする。」とあるが、セキュリティ対策として、日常清掃では事務所・会議室の清掃に 8 時より開錠及び立会に局職員を配置していただけて宜しいですか。</p> <p>また、定期清掃では同様に清掃日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの時間、事務所・会議室の清掃に開錠及び立会に局職員を配置していただけて宜しいですか。</p>
	回答	<p>宜しいです。</p>

No		
3	質問	<p>犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託 仕様書 第19条（人員配置）（4）において</p> <p>犀川浄水場及び夏目ヶ原浄水場は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで常時2名以上の従事者等により対象施設の運連管理業務を行い、休日及び夜間並びに年末年始においては、技術員及び技能員各1名の従事者により対象施設の管理運営を行うとあるが、平日日中に犀川浄水場では松ヶ丘配水池・川合新田水源・井戸、夏目ヶ原浄水場では若松町ポンプ場・湯の瀬沈砂池・里島沈砂池で、おおむね2時間以内に実施できる週点検を行っているが、本契約対象施設内と考え一時的に犀川・夏目ヶ原浄水場に従事者が1名となる時間が発生しても本契約の人員を満たしていると考えて宜しいですか。</p> <p>また、故障の初期対応で夜間・休日に一時的に同様の状態が発生するが、ことらも本契約の人員を満たしていると考えて宜しいですか。</p>
	回答	宜しいです。

No		
5	質問	<p>○「犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託費内訳書」において 直接経費の精密点検業務費とは、精密点検再委託に対する管理業務費（そのた業務）と判断してよいか。 また、精密点検業務の再委託は関連業務委託費への計上で宜しいですか。</p> <p>○関連業務委託費とは、精密点検業務（仕様書第 40 条）及び付帯的業務（仕様書第 42 条）の再委託費として理解して宜しいですか。</p>
	回答	<p>○精密点検業務費については、直接業務費として積算しています。</p> <p>○関連業務委託費は、付帯的業務の再委託費として積算しています。</p>

No		
6	質問	<p>犀川・夏目ヶ原浄水場等運転管理業務委託 仕様書 第48条（定期巡視点検・保守点検）(2)において</p> <p>① 取水ポンプの運転号機切替を行う。…週一回</p> <p>② 電動機コネクターリング・ブラシの損傷・摩耗点検を行い、必要に応じてブラシの点検を行う…週一回とあるが、取水ポンプの運転号機切替は、電動機コネクターリング・ブラシの損傷・摩耗点検を行うためとすると、通常 3000 時間程度で実施する動機コネクターリング・ブラシの損傷・摩耗点検を週一回行わなければならない状態で運用されているという事でしょうか。</p> <p>犀川浄水場では月/一回であり、夏目ヶ原浄水場取水ポンプの状態を確認し、回数の変更は可能でしょうか。</p>
	回答	<p>取水ポンプ（電動機コネクターリング・ブラシ含む）の外観点検を週 1 回実施し、状態により回数の変更は可能です。</p>